

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融商品取引法	金商法
投資信託及び投資法人に関する法律	投信法
金融商品取引法施行令	金商法施行令
投資信託及び投資法人に関する法律施行令	投信法施行令
特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令	特定有価証券開示府令
投資信託及び投資法人に関する法律施行規則	投信法施行規則
投資信託財産の計算に関する規則	投信財産計算規則
投資法人の計算に関する規則	投資法人計算規則
企業内容等の開示に関する内閣府令	企業開示府令
金融商品取引業等に関する内閣府令	金商業等府令
特定有価証券の内容等の開示に関する留意事項について	特定有価証券開示ガイドライン
企業内容等の開示に関する留意事項について	企業開示ガイドライン

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
●金融商品取引法施行令		
▼適格機関投資家私募要件等（第1条の4、第1条の7、第1条の7の4、第1条の8の4）		
1	<p>金商法施行令第1条の4第2号イ、第1条の7第2号ロ（1）、第1条の7の4第2号イ、第1条の8の4第3号（1）について、同一の発行者が新株予約証券と新投資口予約権証券との発行者となることはあり得ないため、「株券の発行者並びに当該株券、新株予約権証券及び新投資口予約権証券」とあるのは、「株券の発行者並びに当該株券及び新株予約権証券又は新投資口予約権証券」または「株券の発行者並びに当該株券及び新株予約権証券（新投資口予約権証券を含む。以下……において同じ。）」とするのが適切ではないか。</p>	<p>「当該株券、新株予約権証券及び新投資口予約権証券」の部分は、新株予約権証券の場合にあっては「当該株券及び新株予約権証券」と、新投資口予約権証券の場合にあっては「当該株券及び新投資口予約権証券」と、それ以外の有価証券（すなわち、新株予約権、新優先出資引受権又は優先出資証券に転換する権利が付されている有価証券及び外国投資証券で新投資口予約権証券に類する証券）の場合にあっては「当該株券」と、それぞれ解釈されるべきものであり、これらをまとめて表現するものとして案文の表現を維持することが適当であると考えられます。</p>
2	<p>金商法施行令第1条の4第2号柱書の「新投資口予約権証券等」の定義は、「新投資口予約権証券（」以下を指すという解釈で正しいか。そうであれば、当該定義規定が「新株予約権証券及び」以下を指すのか「新投資口予約権証券」以下を指すのか、紛れのある文理解釈ができると思われるため、趣旨が明確となるよう修文されたい。</p>	<p>金商法施行令第1条の4第2号柱書の解釈についてはご理解のとおりと考えられます。なお、「新投資口予約権証券（」以下の部分は、それより前に規定する有価証券と区別するために「並びに」を挟んで規定していますので、かかる解釈は案文において既に明確であると考えられます。</p>
●投資信託及び投資法人に関する法律施行令		
▼金銭信託以外の委託者指図型投資信託の禁止の適用除外（投信法施行令第12条）		
3	<p>適格機関投資家私募については、金銭又は上場有価証券等の両方を受益証券の取得申込み又は交換の対象とする投資信託だけでなく、金銭又は上場有価証券等のいずれか一方のみを受益証券の取得申込み又は交換の対象とする投資信託についても組成可能という解釈で問題ないか。</p> <p>また、金銭設定・現物交換型や現物設定・金銭解約型のような受益証券の取得申込みと交換で対象とする商品が異なる投資信託についても組成可能という解釈で問題ないか。</p>	<p>ご理解のとおりと考えられます。</p>
▼短期投資法人債の発行の要件（投信法施行令第98条の2）		
4	<p>投信法施行令第98条の2及び投信法施行規則案第192条第1項第2号で規定される短期投資法人債の発行要件において、海外不動産保</p>	<p>海外不動産保有法人の株式を過半取得する場合、投資法人は海外不動産保有法人を支配し、当該法人が保有する不動産を実質的に自ら保有する</p>

	有法人に関しては50%を超える株式の取得に限定されているが、50%以下の株式を取得する場合も特定資産の取得であることに違いはないため、海外不動産保有法人の発行する株式の取得について、短期投資法人債の発行要件に加えてほしい。	のと同視することができることから、当該株式の取得及び海外不動産保有法人が保有する不動産の修繕に必要な資金については短期投資法人債の発行の対象とするものです。50%以下の株式取得の場合には、投資法人が、海外不動産保有法人が保有する不動産を実質的に自ら保有するのと同視できないことから、対象とすることは適当でないものと考えられます。
▼不動産の鑑定評価を要する権利等（投信法施行令第122条の2）		
5	投信法194条1項2号に定める数を超える数の株式は不動産鑑定評価の対象となる一方、当該数を超えない数の株式については不動産鑑定評価の対象にならないというのはバランスを欠くのではないか。また、数を超える場合は当該法人が保有する不動産について不動産鑑定評価を行うという理解でよいか。その場合、当該数を超えない分の株式との関係でどのように区別して不動産鑑定評価を行うのか、不動産鑑定評価の対象となる考え方について具体的な事例を例示するなどして考え方を示されたい。	海外不動産保有法人の株式の過半を取得した場合、投資法人は海外不動産保有法人を支配し、当該法人が保有する不動産を実質的に自ら保有するのと同視することができるため、当該不動産について鑑定評価義務の対象とするものです。 投資法人による海外不動産保有法人の株式の取得が過半に達しない場合は、一般の株式による運用の場合と同様、上場株式、店頭売買株式等以外の株式について専門家による価格等の調査を実施することとなるものと考えられます。
●特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令		
▼適格機関投資家向け勧誘が行われる有価証券の発行者の代理人（第3条）		
6	「第十九条において同じ。）に規定する適格機関投資家向け勧誘をいう。第十九条において同じ。」とあるのは、規定中同じ条名が重なっているため、「第十九条において同じ。）に規定する適格機関投資家向け勧誘をいう。同条において同じ。」とするのが適切ではないか。	「同条」とした場合には、これが「法第二十三条の十三」を指すのか「第十九条」を指すのかが必ずしも明確ではないと考えられますので、「第十九条」を「同条」とすることは適当ではないものと考えられます。
▼募集事項等記載書面（第11条の6）		
7	<ul style="list-style-type: none"> ・「募集事項等記載書面」により有価証券届出書を提出したとみなされたファンドにおいて、半期報告書提出時に半期報告書記載事項以外について訂正を行う場合、どのような実務を想定しているか。 ・「募集事項等記載書面」の記載内容について訂正を行うことは可能か。その場合、どのような実務を想定しているか。 （理由） 実務を行うにあたっての定義の明確化	募集事項等記載書面と有価証券報告書を併せて提出した場合において、募集事項等記載書面に記載された内容を訂正する場合には訂正届出書を、有価証券報告書に記載された内容（半期報告書に記載された内容を除く。）を訂正する場合には当該有価証券報告書の訂正報告書を提出することとなります。
▼有価証券報告書の添付書類（第27条）		

8	<p>「第二号イ、第七号イ及び第八号イにおいて同じ。」のものを除く。」の「第七号イ」の部分については、「第七号イ及びハ」ではないか。</p> <p>現行法において、内国信託受益証券及び内国信託受益権の発行者が有価証券報告書に添付すべき書類とされている信託約款が、改正案では添付不要と読めるため。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「第七号イ」の部分を「第七号」と修正しました。</p>
▼報告書代替書面等（第27条の4の2、第28条の6、第29条の3）		
9	<p>代替書面制度の対象に、投資信託が加えられたが、具体的な利用としては、どのような内容が想定されているか確認したい。また、原有価証券報告書で特定期間終了日を同じくする複数ファンドをまとめて対象としている場合、承認申請は当該複数ファンドをまとめて行うことは可能か確認したい。</p> <p>（理由）</p> <p>投資信託における具体的な活用について、現時点で特段の情報が無いため、その方針等について確認しておきたい。</p>	<p>金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」では、法定開示のコストを適正化し、一般投資家への開示の分かりやすさを向上する観点から、報告書代替書面制度を活用することによって、有価証券報告書における委託会社の情報に関する記載の重複を解消することを提言しており、今回の改正はこれを踏まえたものです。</p> <p>また、複数ファンドについて、1通の承認申請書でまとめて承認申請を行うことも可能です。</p>
10	<p>有価証券報告書代替書面、半期代替書面、臨時代替書面の提出について、関東財務局の承認をもらうための書面に記載する事項として「承認を必要とする理由」が規定されているが、具体的にどんな理由を想定しているのか。単に手続きの簡素化を求めているため、という理由でも受容されるのか確認したい。</p> <p>（理由）</p> <p>新たに規定されたものであることから、例示していただきたい。</p>	<p>「承認を必要とする理由」につきましては、手続きの簡素化及び開示コストの低減による投資家への利益の還元や、重複記載解消による開示の分かりやすさの向上など、報告書代替書面の利用によって、投資家の利益に資することになる旨など、報告書代替書面制度を利用する必要性について記載していただくことを想定しています。</p>
▼第4号様式		
11	<p>記載上の注意において、「ファンド」という表現が幾度となく出てくるが、記載箇所によって、「ファンドの名称」の記載は「投資信託の名称」、「ファンドの運用」は「信託財産の運用」、「投資対象ファンド」は「投資対象受益証券」と記載すべきではないかと考える。投資対象については、約款に「投資信託受益証券及び投資証券」に投資すると規定しているので、投資対象ファンドでなく投資対象受益証券とすべきではないかと思う。ファンド・オブ・ファンドにおいて、特に外国投資信託受益証券に投資するにあたって、当該外国投資信託が複数</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、「投資対象ファンド」は、投資資産である当該ファンドの発行する有価証券が、内国・外国投資信託受益証券である場合に限られるものではなく、内国・外国投資証券である場合も含まれます。また、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、投資対象ファンドに関して複数の種類の外国投資信託受益証券が発行される場合にあっては、どの種類の受益証券に対する投資であるかを含めて記載することが適当である場合があるものと考えられます。</p>

	<p>クラスの受益証券を発行している場合は、ファンドに投資するのではなく、ファンドのクラス受益証券に投資するとしないと、誤解を与えかねないのではないか。現実にクラス名まで記載せず、ファンド名までの記載となっている届出書が見られる。</p>	
12	<p>記載上の注意（14）bにおいて、関係法人を記載することとなっている。約款の記載事項として再委託先を記載することとなっているが、有価証券届出書においては記載不要ということでしょうか。</p>	<p>「投資信託及び投資法人に関する法律第9条に規定する受託会社、ファンドの運用の指図の権限又は運用の権限を委託する場合の当該委託先、販売会社」の部分はあくまで例示であり、関係法人の記載については個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられます。</p> <p>したがって、ファンドの運用の指図の権限又は運用の権限を再委託する場合の当該再委託先についても、記載することが適当である場合があるものと考えられます。</p>
13	<p>第4号様式等の「投資リスク」の記載について、「6種類程度の指標の年間騰落率の当該直近日前5年以内における最大値及び最小値並びに平均値を、各指標ごとに、図表等を用いて分かりやすく記載すること。」とあるが、この6種類の指標を用いた図表の作成については削除願いたい。</p> <p>運用業者は、6種類もの指標について、各指標ごとに指標提供会社と利用契約（ライセンス契約）を締結し、それぞれ使用料を支払う必要が出てくる可能性がある。法令上の義務となると、その費用はファンド負担となり、最終的にはファンドの受益者が負担することになる。</p> <p>指標の使用料は、ときに数百万円に及ぶものもあり、6種類もの指標になると、その金額はかなり大きくなることが予想される。これは、ファンドの基準価額に悪影響を与え、受益者の利益を損なうものとなる。</p> <p>受益者としても、そのような参考指標の掲載のためにコストをかけるよりは、少しでもコストパフォーマンスの良いファンドに投資したいと考えるはずである。</p>	<p>金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」では、投資家において、投資信託におけるリスクの定量的な把握や比較が可能となるよう、分かりやすい表示を行うことが適当であるとされており、具体的な表示内容については、ファンド相互間の客観的な比較が容易になるよう、ある程度の統一化を行うことを求めています。</p> <p>そのため、今回の改正では、同ワーキング・グループにおいて、リスクの定量的比較を行いやすい例として示された、ファンドと他の代表的な資産クラス（日本株・先進国株・新興国株・日本国債・先進国債・新興国債の6種類）の年間騰落率の比較図表を念頭に置きつつ、図表によって「6種類程度の指標」とのリスク比較を行うことを規定したものです。</p>
14	<p>第4号様式等の「投資リスク」の記載について、「6種類程度の指標の年間騰落率の当該直近日前5年以内における最大値及び最小値並びに平均値を、各指標ごとに、図表等を用いて</p>	<p>「投資リスク」の記載は、勧誘対象のファンドのリスクについて、他の投資資産に投資した場合の投資リスクと適切に比較するためのものであることから、インデックスファンドであるという理</p>

	<p>分かりやすく記載すること。」とあるが、インデックスファンドである場合は、当該ファンドが連動対象とする当該インデックスをこの6種類の一つとしてカウントしてもよいか。</p> <p>例えば、TOPIX連動ファンドの場合、TOPIXを日本株の代表的な指標から除き、他の指標（例：TOPIX100）を用いると、その指標が当該資産クラスの指数としてその代表性や知名度の点において劣後するものとなり、合理的とは言えないと考えられる。</p>	<p>由のみで、当該インデックスを6種類程度の指標に含めることは適当ではないものと考えます。</p> <p>ただし、当該インデックスが、他の代表的な資産クラスにおける代表的な指標であると位置付けられるのであれば、ご理解のとおりです。</p>
15	<p>記載上の注意（20）cの分配金再投資基準価額については、「税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算した内国投資信託受益証券1単位当たりの純資産額」とありますが、具体的な算式については、各業者が適切と考える方法を用いればよいという理解でよいか。例えば、当社では、基準日の分配金再投資基準価額＝10,000×Π（（基準日の分配落ち後基準価額＋分配金（基準日が決算日だった場合））÷前営業日基準価額）として計算している（設定日の前営業日を10,000とする）。</p>	<p>ご理解のとおりと考えられます。</p>
16	<p>記載上の注意（20）cの「6種類程度の指標」に係る年間騰落率は、「当該各月末の指標の値から当該各月末の1年前の指標の値を控除したものを当該各月末の1年前の指標の値で除して得た数に100を乗じて得た数」とあるが、例えば海外株式や海外債券等の場合には、基準価額に採用される時価は知りうる直近（基本的に前営業日）のものとなるので（知りうる直近の時価と当日のTTMを使用）、指標に係る年間騰落率を算出するにあたって、「各月末の指標の値」「各月末の1年前の指標の値」ではなく、「各月末の前営業日の指標の値」「各月末の1年前の前営業日の指標の値」を使用した方がより適切な比較が可能になると考えている。このような場合等には、「記載上の注意」の文言に縛られず、各業者が適切と考える値を用いてもよいという理解でよいか。</p>	<p>今回の改正において、「6種類程度の指標」に係る年間騰落率の表示を求めている趣旨は、投資家において投資リスクの定量的比較を可能にすることにあります。したがって、「6種類程度の指標」に係る年間騰落率の値が各業者によって異なるのは望ましくなく、原則として、「各月末の指標の値」「各月末の1年前の指標の値」を用いて年間騰落率を算出することを求めています。</p> <p>ただし、各月末が休業日に当たる場合等、算出時点において、各月末の前営業日の指標の値しか把握が不可能な場合に、各月末の前営業日の指標の値を用いて年間騰落率を算出することは、基本的には、今回の改正の前記趣旨に反するものではないと考えられます。</p>
17	<p>記載上の注意（20）c・dについて、ファンドの設立後1年経過していないため、ファンドの年間騰落率がなく、かつベンチマークもない場合には、6資産程度の指標の騰落率は記載する</p>	<p>ご理解のとおりと考えられます。</p>

	<p>もののファンドの騰落率は記載不要であることを確認したい。</p> <p>また、丁度1年経過し、年間騰落率の数値が1個のみ存在する場合には、平均値、最高値、最小値は全て同じとなるため、例えば、1点で表示されるような図表とすることでよいか確認したい。</p>	
18	<p>リスク開示の追加事項について、すでに海外で上場しており、海外が主要な市場であるような外国投資信託等は（SPDR など）、日本だけのルールで新しい事項に対応せよと言われても難しい場合があるが、例外は設けられないのか。</p>	<p>例外を設けることは考えておりません。</p>
19	<p>記載上の注意（20）dについて、「ベンチマーク」は「指標であって、その変動率に当該ファンドに係る基準価額の変動率を一致させることを目標とすることが当該ファンドに係る約款又は本有価証券届出書において定められているものをいう。」とあるが、基準価額の変動率を一致させることを目標としていないファンド（いわゆるアクティブ・ファンド）の約款において、ベンチマークを定めているアクティブ・ファンドを有しています。</p> <p>ここでベンチマークを上記の通り定義付けると、アクティブ・ファンドのファンドの特色、運用方針等でベンチマークを記載しているものとの齟齬が生じてしまう恐れがあるため、別の用語をご検討いただきたい。</p>	<p>今回の改正では、投資家によるリスクの定量的把握を可能にするという観点から、一定の場合に限って、「ベンチマーク」を用いた年間リターン率の表示を求めています。</p> <p>「ベンチマーク」という用語は、金融審議会「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」における議論を参考に、投資家に対する分かりやすさという観点から採用したものです。投資家に誤解を与えることなく、リスクの定量的把握に支障をきたすこともないような配慮がなされるのであれば、投資リスクについて、「ベンチマーク」とは別の表現に言い換えた記載を行ったとしても、今回の改正の趣旨に反するものではありません。</p> <p>また、約款等において、「ベンチマーク」という用語を今回の改正とは異なる意義で用いた記載を行っている場合であっても、当該記載の修正を求めるものではありません。</p>
20	<p>記載上の注意（20）dについて、以下のよう に修正してはどうか。</p> <p>（現状）</p> <p>「～当該ベンチマークを用いて基準価額を算出し、基準価額及び年間リターン率を記載すること。ただし、投資者に誤解を生じさせるおそれのある場合には、この限りではない。</p> <p>なお、当該基準価額及び年間リターン率を記載する場合には、過去の運用実績である基準価額ではなく、ベンチマークを用いて基準価額を算出し、基準価額及び年間リターン率を記載し</p>	<p>ご意見を踏まえ、ベンチマークを用いて算出した基準価額の記載は求めないこととする旨、規定を修正いたします。</p> <p>なお、ファンドの基準価額の年間変動率を示す用語については、「年間騰落率」（有価証券その他の投資資産に係る6種類の指標に係るもの）と定義を区別するため、あえて「年間リターン率」という用語を用いています。しかし、投資家への分かりやすさの観点から、「年間リターン率」という用語について、一般的によく知られている「年間騰落率」のような別の用語に言い換えて投資リ</p>

	<p>ているものである旨その他の投資者に誤解を生じさせることとならないようにするために必要な事項を明瞭に記載すること。」</p> <p>(修正案)</p> <p>「～当該ベンチマークの年間騰落率を記載すること。ただし、投資者に誤解を生じさせるおそれのある場合には、この限りではない。</p> <p>なお、ベンチマークの年間騰落率を記載する場合には、過去の運用実績である基準価額ではなく、ベンチマークの年間騰落率を記載しているものである旨その他の投資者に誤解を生じさせることとならないようにするために必要な事項を明瞭に記載すること。」</p> <p>※「年間リターン率」は、投資家に分かりやすいように、「年間騰落率」としてはどうか。</p> <p>(理由)</p> <p>「当該ベンチマークを用いて基準価額を算出し、基準価額及び年間リターン率を記載すること」とあるが、算出方法により各社間でバラツキが生じ、仮に算出方法を注意書きした上でも、あたかも実際の基準価額であるかのような誤解を投資家に与えかねないのではないか。</p> <p>従って、基準価額の記載はせず、ベンチマークの騰落率の記載に留めるべきと考える。</p> <p>(その他参考となる事項)</p> <p>投資信託協会規則「交付目論見書の作成に関する規則」及び「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」等の一部改正案も参考にした。</p>	<p>スクの記載を行ったとしても、今回の改正の趣旨に反するものではありません。</p>
21	<p>記載上の注意(20) d)について、「ベンチマークを用いて基準価額を算出し、」とあるが、基準価額とみなす又は代替する旨の書きぶりには如何か。</p> <p>(理由)</p> <p>注記を記載するにあたり、基準価額に基づいていないことがより明確になると考えられるため。</p>	<p>ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。</p>
22	<p>記載上の注意(25)について、「主要な手数料等」の「主要な」とはどういった範囲を想定しているのか。一定の割合以上を占めるといような考えで良いのか。</p>	<p>「主要な手数料等」には、「申込手数料」、「換金(解約)手数料」又は「信託報酬等」として記載すべき手数料等以外の手数料等であって、その金額や料率に照らして投資者にとって主要と考え</p>

	<p>また、手数料が価格に織り込まれているものは対象外という理解で問題ないか。</p> <p>(理由)</p> <p>何を持って主要なものとしているのか、定義が明確でないため確認したい。</p> <p>価格に織り込まれているものについては、どこまでが手数料なのかが明確でないため。</p>	<p>られるものが該当するものと考えられます。また、「手数料等」とは、「投資者が申込みから換金（解約）までの間に直接的に、又は間接的に負担することとなる費用（税金を除く。）」と定義されていますので、販売価格に織り込まれているか否かを問わず、記載を要するものと考えられます。なお、販売価格に織り込まれている手数料等であってもファンドから支払われるものについては、従前より「信託報酬等」として記載が求められていたものであり、今回の改正はこの点に影響を及ぼすものではありません。</p>
23	<p>記載上の注意（45）（46）（47）について、「中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。」とあるが「中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除くことができる。」とし、半期報告書（第10号様式）と同一の中間財務諸表を使用できるようにしてほしい。</p> <p>(理由)</p> <p>実務上の現状の対応として、半期報告書用の中間財務諸表（比較情報を含む）と有価証券届出用の中間財務諸表（比較情報を除く）の2種類を作成・監査する必要があり、煩雑である。</p> <p>有価証券届出書に基づき作成されている請求目論見書に添付する中間財務諸表は、比較情報を除くものとなり、改正後も比較情報ありなしの2種類の中間財務諸表を作成・監査することになる。</p> <p>今般の改正で金商法第7条第4項が新設され、半期報告書が訂正届出書とみなされるようになり、比較情報ありの中間財務諸表で一本化されるため、有価証券届出書第4号様式においても平仄を合わせ、比較情報ありの中間財務諸表を使用することを要望するもの。</p> <p>比較情報を含む中間財務諸表であっても、投資家に不利益は生じないと考えられる。</p>	<p>記載上の注意（1）dでは「以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券届出書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる」と規定していることから、ご指摘の規定のように「中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く」とされている場合であっても、投資者に誤解を与えるものなどでない限り、中間財務諸表に関連する項目である、比較情報を含めた中間財務諸表を掲げることは妨げられないものと考えます。</p>
▼第4号の2様式、第4号の5様式、第6号の2様式		
24	<p>第4号の2様式記載上の注意(52)a及び(60)b、第5号の5様式記載上の注意(23)b並びに第6号の2様式記載上の注意(26)bについて、「財務書類について…外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けて</p>	<p>ご意見を踏まえ、翻訳文の添付を要する旨が明らかとなるよう規定を修正いたします。</p>

	<p>いる場合には、…当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するものは該当する財務書類を添付すること」とあるが、「監査報告書に相当するもの」の後に「(日本語による翻訳文を含む。)」との文言を追記する必要があるのではないのか。</p> <p>第5号の5様式「記載上の注意」(13)aでは「…監査報告書に相当するもの(日本語による翻訳文を含む。)」との文言となっており、また実務上も外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合にはその監査報告書について日本語による翻訳文を添付することが通例であると思われる。</p>	
▼第4号の3様式		
25	<p>記載上の注意(35)cについて、「海外不動産保有法人の現況(例えば、事業、収益及び財務の状況)」とは、具体的に何を指しているのか。</p> <p>特に「収益及び財務の状況」については、第4号の3様式の「第三部 第5 1(6)注記表」において「貸借対照表項目」及び「損益計算書項目」(投資法人計算規則66条の4第3号参照)として明らかになるため、重複して記載する必要はないものと考えられる。それゆえ、投資家にとって必要なもので、かつ有価証券届出書内において重複しない情報に限って、記載を求めべきではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「海外不動産保有法人の現況(例えば、事業、収益及び財務の状況)」の部分と、「海外不動産保有法人の概況(組織形態、目的、事業内容、利益の分配方針等)」と修正いたします。</p>
▼第5号の2様式		
26	<ul style="list-style-type: none"> ・記載上の注意(17)iにおいて、管理資産を直接又は間接に構成する債権に係る重要な債権者(当該債権の残高の合計額の総資産額に対する割合が10%以上であるもの)が存在する場合の事項が記載されており、記載上の注意(17)i(d)において、当該割合が20%以上の場合に、当該重要な債権者について添付が求められる書類(①または②)が記載されている。 ・①としては、「直接の連結計算書類…その他これに類する書類(法令、契約等により、公認会計士又は監査法人(外国においてこれらに相当する者を含む。))による監査を受けることとなっている場合には、当該公認会計士 	<p>ご理解のとおりと考えられます。</p>

	又は監査法人による報告書及び当該監査を受けた当該書類)」が記載されているが、当該重要な債務者が、連結財務諸表（または中間連結財務諸表）について公認会計士または監査法人の監査証明を受けているときは、直近の当該連結財務諸表（または中間連結財務諸表）および当該連結財務諸表（または中間連結財務諸表）についての監査証明に係る監査報告書を添付すればよいとの理解でよいか。	
▼第6号様式		
27	<p>記載上の注意（24）について、「当該届出に係る内国信託受益証券の受益者又は内国信託社債券の社債権者以外に、当該信託に関し他の種類の受益権…を有している者及び当該信託に関し信託財産のために発行された他の種類…の内国信託社債券の社債権者がいる場合には」とあるが、「他の種類」という限定を設けてしまうと、既に内国信託者債券の社債権者が存在する中で、内国信託受益証券に係る届出を行った場合に当該社債権者が該当しないこととなるように読める（社債券と受益権を逆にした場合も同じである。）。また、「及び」と限定すると、「受益権…を有している者」と「内国信託社債券の社債権者」の双方がいる場合でなければ、「信託財産を構成する債権の回収額の配分方法及び債務不履行による信託財産の元本の償却額の配分方法」について記載が求められないこととなる。</p> <p>この記載上の注意（24）の趣旨は、届出に係る受益者又は社債権者以外に受益者又は社債権者がいる場合には、届出に係る受益者又は社債権者に対して、配当若しくは利子又は元本の引き当てとなる信託財産の配分方法を開示する必要があることにあると考えられる。このような趣旨を前提とすれば、上記の「他の種類」との要件を削除し、かつ「及び」を「又は」とすべきではないか。</p>	ご意見を踏まえ、規定を修正いたします。
28	記載上の注意（35-2）bについて、募集又は売出しが現に継続して行われている特定有価証券に限り、「本有価証券届出書の提出日において既に提出されている当該受託者の直近	一律に「当該有価証券の特定期間の末日」を継続開示書類の記載の基準日とすると、当該特定期間末日後有価証券届出書提出前に提出された継続開示書類が添付されない結果として、最近の計算

	<p>の有価証券報告書」の下線部分につき、例えば「当該有価証券の特定期間末日」へ変更していただきたい。</p> <p>現状、本有価証券届出書については特定期間末日以降、直ちに作成作業を行っている。</p> <p>改正案では、場合によっては特定期間末日以降に提出する予定の当該受託者の直近の有価証券報告書等について記載する必要があるとされており、現行の実務に馴染まないことから、改正案の変更を依頼するもの。</p>	<p>期間に係る情報が開示されない（換言すれば、古い情報が開示されてしまう）こととなり、投資者保護に欠けることとなり、適当ではないものと考えます。</p>
29	<p>記載上の注意（35-2）bについて、「当該受託者の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書（～略～）又は半期報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。」について、受託者の親会社の有価証券報告書に、受託者の状況についての記載や添付等がある場合は、受託者の親会社の有価証券報告書を以て代替することを認めていただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、ご指摘の点については引き続き検討を進めてまいります。</p>
30	<p>記載上の注意（35-2）bについて、以下のとおり確認及び要望したい。</p> <p>信託社債の募集に際して、当初提出する有価証券届出書の「第三部 第1 受託者の状況 3 経理の状況」の「受託者が提出した書類」における【有価証券報告書及びその添付書類】欄又は【四半期報告書又は半期報告書】欄に、当該有価証券届出書の提出日において既に提出されている受託者自身の直近の有価証券報告書及び添付書類並びに半期報告書についての記載を行うことに加え、注記として、当該有価証券届出書の提出後、訂正届出書の提出日までに提出予定の受託者自身の有価証券報告書又は半期報告書について、「事業年度 第●期（又は第●期半期）（自～至～）平成●年●月●日○ ○財務局長に提出される。」との記載をしたうえで、以下の①若しくは②のいずれか又は双方の取扱いが許容されると理解してよいか。</p> <p>①信託社債の有価証券届出書に関して、（企業開示府令第11条第1号及び企業開示ガイドライン7-3⑮の記載に拘わらず）発行者たる受託者自身の有価証券報告書又は半期報告書が提出されたことに伴う訂正届出書の</p>	<p>ご意見を踏まえ、ご意見中の②の取扱いとなるよう、特定有価証券開示ガイドラインを修正いたします。</p>

	<p>提出を行わないこと。</p> <p>②信託社債の利率等の条件決定に伴う訂正届出書において、有価証券届出書の提出後、訂正届出書の提出日までに提出した受託者自身の有価証券報告書又は半期報告書の実際の提出日を記載する形に訂正し、(利率等の条件決定に伴う証券情報に関する事項に係る訂正について企業開示ガイドライン 8-3 ロが適用されることを前提として)受託者自身の有価証券報告書又は半期報告書の記載に関する訂正を、法第七条第一項後段の規定による訂正として、企業開示ガイドライン 8-3 ニ なお書き「証券情報以外の情報に関する事項に係る軽微な事項の訂正届出書の提出があった場合」として取り扱い、一日を経過した日に効力を生じさせること。</p> <p>その責任財産を信託財産に属する財産に限定する旨の特約(責任財産限定特約)付きの信託社債については、株券や社債券のような発行者自身の財産及び信用を裏付とする伝統的な有価証券と異なり、信託財産に属する財産のみがその裏付となるので、発行者たる受託者自身の情報よりも、その価値の裏付けとなっている資産の内容や、その管理の状況、あるいはそれらを証券化するためにいかなる仕組みが用いられているかといった情報こそが投資者の投資判断において重要であると考えられる。</p> <p>また、信託社債の募集に際しては、発行届出目論見書の交付に加え、訂正届出書を提出した場合には、その都度、「発行届出目論見書 訂正事項分」を投資者に対して交付する必要がある為、上記①又は②いずれかの取扱いが許容されないと、投資者に対して、複数回にわたる「発行届出目論見書 訂正事項分」の交付を行うことが必要となり、投資者への分かりやすさに欠けるとの観点や、手続きが煩雑となる点を含め、デメリットが多く、当該ケースでの信託社債の発行が実務上困難となる。</p> <p>以上の理由から、上記①若しくは②のいずれか又は双方の取扱いを許容していただきたい。</p>	
▼第9号の4様式		
31	記載上の注意(2)の「当計算期間」という	ご意見を踏まえ、当該文言を削除いたします。

	文言は、この箇所以降はないので、「以下この様式において同じ。」という文言は不要ではないか。	
▼第10号様式		
32	<p>記載上の注意(2)の「ファンドの運用状況」に、「(3)投資リスク」の項目を設ける旨の記載があるが、前段の【 】付項目の列挙にも、(2)【運用実績】に続いて、(3)【投資リスク】の項目を設けるべきではないか。</p> <p>(理由)</p> <p>新設する「(3)投資リスク」の項目自体、(1)【投資状況】(2)【運用実績】と並列されるべき項目(墨付カッコとしての記載)と考えられる。</p>	<p>貴重なご意見として承り、今後の検討課題とさせていただきます。</p>
●投資信託及び投資法人に関する法律施行規則		
▼価格等の調査が不要となる指定資産(投信法施行規則第22条第1項第4号)		
33	<p>指定資産等について(投信法施行規則第22条第1項第4号)、金融商品取引清算機関の業務方法書の定めるところにより行われる店頭デリバティブ取引に係る権利を指定資産等を含め、かかる権利を価格調査の対象から除外する理由を明らかにしていただきたい。</p>	<p>金融商品取引清算機関の業務方法書に定める取引に係る条件と同様の条件で行われる店頭デリバティブ取引については、その取引条件及び経済的価値の算出方法が標準化されており、投信法第11条第2項に規定する価格調査によらずとも、その価格の公正性を確保することが可能と考えられることから、かかる店頭デリバティブ取引が行われたときについては、同項に規定する価格調査の適用除外としています。</p> <p>なお、かかる趣旨が明確となるよう、規定を修正いたします。</p>
▼運用報告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供(投信法施行規則第25条の2)		
34	<p>運用報告書の電磁的交付の要件について(投信法施行規則第25条の2)、改正投信法第14条第2項において、同条第1項に定める運用報告書を電磁的交付によって代替するためには投資信託約款にその旨を記載することが求められている。</p> <p>そして、当該規定については、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第10条において「…施行日後に到来する新投信法第14条第1項に規定する作成期日に係る運用報告書について適用し、…施行日前に到来した…旧投信法…第14条第1項…に規定する作成期日に係る運用報告書については、なお従前の例による」</p>	<p>ご理解のとおりと考えられます。</p>

	<p>とされており、施行日以前に設定された投資信託についても、施行日後に到来する作成期日に係る運用報告書から適用対象となるとされている。</p> <p>その結果、既存の投資信託の運用報告書の電磁的交付を行うためには、その前に投資信託約款の変更を行う必要があることになるが、かかる理解でよいか。</p>	
35	<p>投信法施行規則改正案第25条の2第1項第1号ニの「閲覧ファイル（提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであって、同時に複数の提供先の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。次項において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて提供先の閲覧に供する方法」に、例えば以下のような対応が該当するか、ご教示願いたい。</p> <p>①委託会社はそのホームページの誰もが閲覧可能な箇所に、投信法第14条第1項の運用報告書をPDFファイル化したものの、アイコンやハイパーリンク等を配置・掲載し、受益者を含む誰もが何時でもこれをクリック等することにより、当該運用報告書の内容を閲覧できるようにする。</p> <p>②投資信託約款には例えば、「投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項の運用報告書は同法第14条第2項に基づき電磁的方法により提供する。」旨を定める。</p> <p>③同法第14条第4項に基づき運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものとして内閣府令で定めるものを記載した書面（仮に「交付運用報告書」といいます。）に、「ファンドに関する運用報告書は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。」と表紙等に分かりやすく記載する。</p> <p>④①の配置・掲載をその後5年間維持し、その消去・改変は委託会社の社内規定等においても、原則不可とし、やむを得ず改変を要する場合にはその事由・改変の記録を保存した上で、改変があった旨の通知文をPDFファイル化し①と同様に委託会社のホームページに配置・掲載する。</p>	<p>ご質問①の方法については、投信法施行規則第25条の2第1項第1号ニに規定する方法に該当すると考えられます。</p> <p>ご質問②のような規定を投資信託約款において定めた場合については、投信法第14条第2項に基づき、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することが可能となるものと考えられます。</p> <p>ご質問③の投信法第14条第4項に規定する書面に表示すべき事項については、投信財産計算規則第58条の2第1項各号に規定されており、同項第22号に従い、「運用報告書に記載すべき事項を閲覧するために必要な情報」を記載することが必要となります。この点、ご指摘のような記載のみでは不十分で、例えば、投資信託委託会社のホームページのURLを記載するとともに、対象となるデータが掲載されたページへ容易に到達できるような説明が加えられていれば、「運用報告書に記載すべき事項を閲覧するために必要な情報」の記載に該当するものと考えられます。</p> <p>ご質問④については、ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、原則として、当該運用報告書に記載すべき事項のデータのホームページでの掲載開始後5年間は、これを維持する必要があると考えられます。もっとも、書面、電子メール等により交付した場合若しくは提供先である受益者より消去の指図を受けた場合、又は提供先である受益者からの請求に応じて、直ちに電子メール、郵送等により交付する態勢をとっている場合であれば、ホームページでの掲載を5年間維持する必要はないものと考えられます。</p> <p>投信法施行規則第25条の2第1項第1号ニに規定する方法による場合に、投資信託委託会社が、</p>

	併せてこの場合に、委託会社は①の受益者等による閲覧の際、閲覧した受益者等を識別・記録等する必要まではないことを確認したい。	提供先である受益者による閲覧について、閲覧した受益者を識別・記録する必要がないという点については、ご理解のとおりと考えられます。
36	投信法第14条第2項の規定に従い、投資信託約款に運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する旨を定める場合について、投資信託約款に記載が必要な事項は電磁的方法により提供する旨のみであり、その具体的な内容について投資信託約款に記載する必要はないとの認識で相違ないか	ご理解のとおりと考えられます。
37	投信財産計算規則第25条の2第1項第1号ニに規定する「閲覧ファイルに記載された記載事項を電気通信回線を通じて提供先の閲覧に供する方法」とは、いわゆる委託会社のホームページに掲載する方法と理解してよいか。	運用報告書記載事項を投資信託委託会社のホームページに掲載する方法は、投信法施行規則第25条の2第1項第1号ニに規定する方法に該当すると考えられます。
38	投信法施行規則第25条の2第2項第4号口は電子公告のように調査機関により接続可能な状態が継続していることを調査させることを求めるものではないとの認識で相違ないか。 また、提供者に対して、システムトラブル等により接続不可能な状態となることを回避する義務を合理的な範囲を超えて求めるものではないとの認識で相違ないか。	前段のご質問については、ご理解のとおりと考えられます。 後段のご質問については、個別事例ごとに判断されるべきものですが、システムトラブルにより、提供先が閲覧ファイルを開覧するために使用する電子計算機と当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続することが不可能な状態となった場合は、直ちに投信法施行規則第25条の2第2項第4号口に規定する基準に適合しないものとなるわけではないと考えられます。なお、このような場合、直ちに復旧措置をとるとともに、提供先の必要に応じて、別の手段によるアクセス可能性を確保するため、必要な態勢がとられるよう備えておくべきものと考えられます。
▼投資信託約款の重大な内容の変更等（投信法施行規則第29条、第91条、第99条）		
39	運用報告書の交付に代えて、投信法第14条第1項の運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する旨を、既存の投資信託の約款において新たに定めることは、同法第17条の「重大な約款の変更等」には該当しないと解釈して差し支えないか。また、この場合、その変更は「内容が重大なもの」に該当せず、書面による決議（投信法第17条第1項）は不要という理解でよいか。	運用報告書に記載すべき事項を投信法第14条第2項に規定する電磁的方法により提供する旨の規定を新たに定める投資信託約款の変更は、「変更の内容が重大なもの」には該当せず、書面による決議は不要と考えられます。
40	今般の改正施行後において、旧信託法（旧投	信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する

	<p>信法)の適用を受けるファンドの約款を、新信託法(新投信法)の規定を受ける約款に変更することは、「商品としての基本的な性格に相違がないこと」の範疇に入り、重大な約款変更手続を要しないと判断することは可能でしょうか。</p>	<p>法律(平成18年法律第109号。)による改正前の投信法(以下本項において「旧投信法」といいます。)に基づき設定された投資信託について、今般の改正施行後の新投信法の適用を受けるものとするために行う投資信託約款の変更については、受益者の利益に影響が及ぶと考えられることから、旧投信法第30条第1項に規定する「変更の内容が重大なもの」に該当するものと考えられます。</p>
41	<p>投信法施行規則第29条、第91条及び第99条の「基本的な性格を変更させる」約款の変更の範囲は、「同一性を失う」こととなる約款の変更の範囲よりも狭いとのことによいか。また、どのような約款変更の場合に「基本的な性格を変更させる」こととなるか、当局から例示などがなされる予定があるか。</p>	<p>前段のご質問については、ご理解のとおりと考えられます。</p> <p>後段のご質問については、平成26年6月27日付け「投資信託に関するQ&A」をご参照ください。</p>
<p>▼受益者の利益に及ぼす影響が軽微な委託者指図型投資信託の併合(投信法施行規則第29条の2)</p>		
42	<p>投信法施行規則第29条の2第3号の「投資信託財産の内容が実質的に同一」とは、例えばインデックスファンドであって連動対象指数が同一のファンドは該当するとの考えでしょうか(同一のものとして想定されている例示があれば、教えてほしい。)</p>	<p>ご理解のとおりと考えられます(平成26年6月27日付け「投資信託に関するQ&A」参照)。</p>
<p>▼反対受益者の受益権買取請求を適用しない委託者指図型投資信託(投信法施行規則第40条の2)</p>		
43	<p>以下に掲げる事例において、受益権の公正な価格が当該受益者に償還され、かつ買取請求を行わないことにより反対受益者に与える不利益が乏しい等、受益者の保護に欠けるおそれがないものについては、原則として投信法第18条第2項に規定する受益者の保護に欠けるおそれがない委託者指図型投資信託に該当するとみなし得るとの認識で相違ないか。</p> <p>①単位型</p> <p>②追加型で以下のような事例に該当するもの</p> <p>(i)外国証券等に投資を行う投資信託(投資対象市場である海外市場の休場日等も申込不可日とする)で、申込不可日後に解約を受け付けるもの。</p> <p>(ii)オルタナティブ運用等を行う投資信託で、投資信託の元本の全部又は一部の償還</p>	<p>ご理解のとおりと考えられます。</p>

	<p>を請求してから受渡しまでに時間のかかるもの。</p> <p>③現物償還型の適格機関投資家向け私募で、受益者からの交換請求に応じて、投資信託委託会社が投資信託財産より公正な価格に基いて交換する場合</p> <p>また、ETFにおいて、受益権の全部又は一部についての交換を請求することが可能なのは大口の投資家に限られ、一般の投資家は、市場における売買による換金のみとなるが、このような場合は、投信法第18条第2項に規定する受益者の保護に欠けるおそれがない委託者指図型投資信託に該当しないと認識で相違ないか。</p>	
▼規約記載事項の細目（投信法施行規則第105条第1号）		
44	<p>投信法施行規則案第105条第1号へについて、投資法人が海外不動産保有法人の発行済株式を主たる投資対象とする場合で投資比率に係る制限（例えば「発行済株式の50%を超えて取得する」等）を設けていない場合には、海外不動産保有法人の発行済株式を主たる投資対象とする旨（投資比率に関する記載はしない）を規約に記載すれば、本項の規定を満たすものと理解してよいか。</p>	<p>海外不動産保有法人の発行済み株式の50%以下の株式を取得する場合における当該株式は、不動産等資産に該当しないため、ご指摘のような規約の記載では投信法施行規則第105条第1号への規定は満たさないものと考えられます。</p>
45	<p>投信法施行規則案第105条第1号へについて、海外不動産保有法人への出資は「不動産等資産」に該当しないとの理解でよいか。</p> <p>海外不動産保有法人への出資は「不動産等資産」に該当しない場合、金商法改正（1年以内施行）関連内閣府令に係るパブリックコメント回答（2月14日公表）20番（「不動産等資産に加えて他の資産も主たる投資対象としている」旨の記載は投信法施行規則第105条第1号への記載に該当しない旨の回答）に従えば、海外不動産保有法人への出資を主たる投資対象とする投資法人であっても、その旨を規約に記載すると投信法施行規則第105条第1号への規定を満たさないという理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりと考えられます。</p>
▼申込みをしようとする者に対して通知すべき事項（投信法施行規則第135条第4号）		
46	<p>投信法施行規則案第135条第4号への「各物件の投資比率」について「全ての物件の価格の合計額に占める割合」と規定されているが、こ</p>	<p>「全ての物件」には、当該投資法人が直接保有する物件や、当該投資法人が投資する他の海外不動産保有法人が保有する物件も含まれるものと考え</p>

	<p>ここでいう「全ての物件」には、当該投資法人が直接保有する物件や、当該投資法人が投資する他の海外不動産保有法人が保有する物件も含まれるか。その場合、投資比率の算定するうえで各海外不動産保有法人への出資比率や為替等の取扱いを考慮する必要があるが、投資比率の具体的な算定方法について示してほしい。</p> <p>(例えば、(物件の取得額(現地通貨建)) × (保有法人への投資比率) × 為替、あるいは、(保有法人への投資額) × (保有法人のポートフォリオにおける当該物件の構成比) 等)</p>	<p>えられます。</p> <p>その場合の投資比率の算定については例示されている方法を含め、合理的な方法によることが必要とされ、同時に算定方法を適切に開示することが望ましいと考えられます。</p>
47	<p>投信法施行規則案第135条第4号トに掲げる記載事項については、賃借人による転貸の有無に関わらず、海外不動産保有法人が直接に締結している賃貸借契約に基づいて記載すればよいという理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりと考えられます。</p>
▼資産運用の制限の例外となる法人(投信法施行規則第221条の2)		
48	<p>当該条文は、投信法の何条に基づく規定か示されたい。</p>	<p>投信法施行規則221条の2の規定は、投信法第226条の規定に基づく同法の実施のための手続その他その執行について必要な事項を定めるものです。</p>
49	<p>投信法施行規則改正案の第221条の2第1項第2号、第2項及び第3項における配当可能な額の計算基礎となる、第2項で規定されている直前の事業年度の末日における第1号から第5号までの項目の金額の算定に適用される会計基準は、日本基準や該当法人の所在する国のローカル基準でも差し支えないか。</p>	<p>投信法施行規則第221条の2第2項における配当可能な額の算定において当該法人の所在する国の法令又は慣行により、配当することができない金額を控除することとしていることから、海外不動産保有法人の配当可能額の計算基礎については、当該法人の所在する国における会計基準による算出を行う必要があるものと考えられます。</p>
50	<p>出資については、投信法第194条において取得の制限として規定されていないにもかかわらず、投信法施行規則第221条の2で規定する要件を満たすものでないと保有できないか。</p>	<p>投信法施行規則第221条の2は、登録投資法人が発行済み株式に係る議決権の総数の過半を取得することができる法人を定めるものであり、出資の取得制限を定めるものではありません。</p>
▼監督役員と利害関係を有する金融商品取引業者(投信法施行規則第244条)		
51	<p>投信法施行規則改正案第244条第3号イ及び第244条第4号について、親会社等にて役員等をしたことがあることが監督役員の欠格要件とされているが、金融商品取引業者の親会社等又は主要株主の役員等でなくなつてから一定期間(10年間等)が経過している場合は、監督役員の欠格要件から除外してほしい。</p>	<p>投資法人は、執行役員の数に一を加えた数以上の監督役員を置かなければならないとされており、投資法人役員会は監督役員が過半を占め、監督役員の意思が優先されることが確保されています。また、金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成25年法律第45号)において投資法人と利害関係人等との取引に関し資産運用会社には投資法人役員会の事前の承認をとることが義務づけら</p>

		れ、利益相反取引の防止という観点から投資法人役員会の役割は一層重要なものとなっていると考えられます。したがって、投資法人のガバナンスにおける監督役員の重要性は非常に高く、資産運用会社及びその親会社等からの独立性を十分に確保する必要があります。また、現行法令において資産運用会社の役員等については役員等に該当しなくなってから一定期間経過した場合の適用除外の措置等は設けられておりません。したがって、ご指摘のような措置は適切でないものと考えられます。
52	<p>①「通常取引価格より低い対価」でないことは、監督役員の表明に基づき、執行役員又は投資法人役員会にて確認することとなるのか。</p> <p>②①で確認が必要な場合、「通常取引価格より低い対価」でないことの確認については、必ずしも第三者による意見書等は必要ではなく、各投資法人の判断で適切と考えられる方法を採用すればよいか。</p>	<p>①については、合理的かつ客観的な方法で確認する必要があるものと考えられますが、ご指摘のような方法もあり得るものと考えられます。</p> <p>②については、ご理解のとおり必ずしも第三者による意見書等を要するものではありませんが、合理的かつ客観的な根拠に基づき判断することが必要となるものと考えられます。</p>
53	「通常取引価格より低い対価による事務所の提供」に該当するか否かに関し、賃料水準の適切性の判断については、新規賃料水準との比較ではなく、監督役員の入居時の賃料水準相場も考慮することとしてほしい。	「通常取引価格より低い対価」に該当するか否かについては、賃料を含めた契約条件等に鑑み、実質的に「通常取引価格」より低いか否かを判断するのが適切と考えられます。ご指摘のケースについても、賃料以外の契約条件等も勘案し、実質的な判断が必要となるものと考えられます。
54	監督役員の欠格要件について定める投信法施行規則改正案第244条第3号について、親会社等が監督役員に対して、無償又は通常取引価格より低い対価による（中略）資金の提供その他の特別の経済的利益の供与をしていること（第244条第3号ニ）に、監督役員が一般消費者として親会社等から受けるサービスその他の経済的利益は、「特別の経済的利益」に該当せず、欠格要件を構成しないとの理解でよいか。	監督役員に限らず一般消費者に対し享受する機会が広く与えられる経済的利益の供与に関しては、通常「特別の経済的利益の供与」には該当しないものと考えられますが、利益の供与先の選択に恣意性がある場合等については該当する可能性があります。
55	監督役員の欠格要件について定める投信法施行規則改正案第244条第3号及び第4号について、①監督役員の親族が資産運用会社の親会社等又は親会社等の子会社の役員等をしていること（第244条第3号ハ）、及び②監督役員の親族が資産運用会社の主要株主又は主要株主の子会社の役員等をしていること（第244条	現行法令において、監督役員の独立性を確保する観点から監督役員の親族が資産運用会社及びその子会社の役員等になることは禁止されています。今回の改正においてはこれに加えて、監督役員の独立性を強化する観点から資産運用会社を支配する資産運用会社の親会社等及びその子会社等の役員等になることを禁止するものです。したが

	第4号、同条第3号ハ)の各項目については、監督役員の欠格要件から除外すべき。	って、ご指摘のような修正を行うことは適切でないものと考えられます。
56	投信法施行規則案第244条第3号ハについて、「役員等又は子会社の役員等」とあるのを、「役員等」又は「役員又は子会社の役員」のいずれかに修正してほしい。上記の修正が困難な場合は、監督役員の就任後に第3号ハに該当することとなった場合には、任期満了まで投信法第200条第3号を適用しないこととしてほしい。	
57	投信法施行規則改正案第244条第3号及び第4号に追加された監督役員の欠格要件は、欠格要件に監督役員が違反した場合の効果に鑑みれば、むしろ投信法施行規則第164条に追加することが適切。	
58	投信法施行規則改正案第244条第3号及び投信法規則第244条第4号について、適切な経過措置を定めてほしい。	ご指摘を踏まえ、投信法施行規則第244条第3号又は第4号に掲げる金融商品取引業者に施行日時時点で該当するものについては、4年間の経過措置を設けることとします。
▼利害関係人等との取引の制限の例外（投信法施行規則第245条の2）		
59	投信法施行規則案第245条の2第1項第5号について、利害関係人等が投資法人とマスター・リース契約を締結したうえで実際の入居者（以下「エンド・テナント」）に転貸し、賃料を保証せず転貸先からの賃貸収入と同額を投資法人に支払う場合がある。また、マスター・リース契約が締結されている不動産に、利害関係人等がエンド・テナントとして入居する場合がある。これらを踏まえて、マスター・リース契約に係る取引あるいは転貸に係る取引のどちらが法第201条の2で規定される投資法人役員会の事前承認の対象となるのか。	投資法人と資産運用会社の利害関係人等との間で行われるマスター・リース契約に係る取引が事前承認の対象となるものと考えられます。
60	投信法施行規則案第245条の2第1項第4号及び第6号について、資産運用会社の利害関係人等との間で複数の不動産の取得又は譲渡が行われることとなる下記のような場合であっても、本号に規定される軽微基準に該当するかどうかの判断は個別の不動産についてなされ、複数の不動産の取得又は譲渡価格を合算した価格によって判断する必要はないという理解でよいか。	（1）については、当該複数の不動産の取得又は譲渡の取引に一体性が認められる場合については、取得価格又は譲渡価格を合算して判定する必要があるものと考えられます。 （2）については、ご理解のとおり複数の不動産の取得価格又は譲渡価格を合算して判定する必要はないものと考えられます。

	<p>(1) 同一の利害関係人等との間で、複数の不動産の取得又は譲渡を行うこととなる場合</p> <p>(2) 複数の利害関係人等との間で、不動産の取得又は譲渡を行うこととなる場合</p>	
61	<p>投信法施行規則案第245条の2第1項第6号について、不動産の賃貸借契約締結時に将来の賃料決定方法があらかじめ決められている場合(増減率が決定されている場合、客観的指標(物価指数)等に連動する計算方法が定められている場合、テナントの収入に連動する歩合賃料等)があるが、この場合、賃貸借契約締結時において見込まれる営業収益増加額が軽微基準を満たす場合には、投資法人役員会による承認を要しないという理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりと考えられます。</p>
62	<p>投信法施行規則案第245条の2第1項第6号に関連して、投資法人と資産運用会社の利害関係者等とが不動産の賃貸借契約を締結している場合において、当該賃貸借契約の定めに従って賃料を改定しようとする場合には、投資法人役員会による承認を要しないという理解でよいか。</p> <p>賃貸借契約に係る賃料の改定に投資法人役員会による承認の要否を判断する場合があるとしたら、当該賃貸借契約に定められていない賃貸条件に改定する場合、あるいは当該賃貸借契約に定められていない時期に改定がある場合が該当し得るという理解でよいか。その場合、改定によって見込まれる営業収益増加額(改定前の賃料収入からの増加額)が軽微基準を満たす場合には、投資法人役員会による承認を要しないという理解よいか。</p>	<p>ご指摘の取引の場合、賃貸借契約の定めにしたがって賃料改定を行う場合には、改定時点において基本的には承認は不要であるものと考えられます。</p> <p>また、賃料の改定について投資法人役員会による承認の要否を判断する必要がある場合については、ご理解のとおり賃貸借契約に定められていない賃貸条件に改定する場合や当該契約に定められていない時期に改定を行う場合が該当します。当該改定が改定時点において軽微基準に該当する場合は投資法人役員会による承認は不要であるものと考えられます。</p>
<p>●投資信託財産の計算に関する規則</p>		
<p>▼運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面の表示事項等(投信財産計算規則第58条の2)</p>		
63	<p>投信財産計算規則第58条第1項第22号(当該投資信託財産に係る信託契約期間が終了した場合には、別紙様式第2号により作成した投資信託財産運用総括表)に該当する事項が第58条の2にないため、信託契約期間が終了した場合に作成する投資信託財産運用総括表は、交付運用報告書においては表示する必要はなく、運</p>	<p>ご理解のとおりと考えられます。</p>

	用報告書（全体版）においてのみ表示すればよいという理解でよいか。	
▼外国投資信託の運用報告書の表示事項等（投信財産計算規則第 63 条）		
64	投信財産計算規則第63条第 1 項第 1 号は、有価証券届出書の記載のファンドの仕組み及び交付目論見書の「ファンドの目的・特色」の運用方針に相当する内容を参考に簡潔に記載すれば足りるか。	ご理解のとおりと考えられます。
65	投信財産計算規則第63条第 3 項第 1 号の運用方針は、交付目論見書の「ファンドの目的・特色」の運用方針に相当する内容を参考に簡潔に記載すれば足りるか。	ご理解のとおりと考えられます。
●投資法人の計算に関する規則		
▼資産の部の区分（投資法人計算規則第 37 条）		
66	投資法人計算規則（現行第37条）の勘定科目について、海外不動産保有法人の株式又は出資持分の100分の50を超えて保有した場合、当該株式又は持分について関係会社株式又は関係会社有価証券等の科目を任意で設けて別掲することを妨げるものではないとの理解でよいか。	ご理解のとおりと考えられます。
▼資産の運用の制限に関する注記（投資法人計算規則第 66 条の 4）		
67	平成25年改正投信法第194条及び投信法施行規則改正案第221条の 2 により、一定の要件を満たす場合には、投資法人において他の会社の過半の株式の取得又は出資ができるものと理解しているが、その結果、当該他の会社が投資法人の子会社に該当するものであっても、金商法又は投信法において連結財務諸表又は連結計算書類の作成が求められるものではないという理解でよいか。	ご理解のとおりと考えられます。
68	投資法人計算規則における出資法人の損益の開示について、投資法人計算規則において、株式又は出資の100分の50を超えて保有する場合においても、持分法を適用した場合の投資の金額及び投資損益等の注記と同様の開示規定を設けてはどうか。	海外不動産保有法人の株式の総数又は出資総額の過半を保有する場合は、株式の取得額の総額及び出資の総額並びに当該法人の貸借対照表項目及び損益計算書項目が投資法人の計算書類における注記事項となるため、持分法投資損益等の注記は不要と考えられます。
69	投資法人計算規則改正案第66条の 4 において、海外不動産保有法人の貸借対照表及び損益計算書における主要項目の開示について、当該数値は、その所在国にかかわらず、日本の会計	ご理解のとおりと考えられます。

	<p>基準で作成される貸借対照表及び損益計算書における数値を記載し、必ずしも現地の法令等による配当可能な額の算定の基礎とする会計基準に基づく決算数値と一致するものではないという理解でよいか。</p>	
70	<p>投資法人計算規則の新設規定（改正案第66条の4）における海外不動産保有法人の貸借対照表及び損益計算書における主要項目の開示について、海外不動産保有法人の決算日が投資法人の決算日と異なる場合に、監査済みの直近の海外不動産保有法人の決算日における数値を開示することが求められているとの理解でよいか。</p>	<p>一般に公正妥当な企業会計の慣行に従い判断すべきものと考えられます。例えば、連結財務諸表に関する会計基準（平成20年企業会計基準委員会）等における取扱いに準じ、直近の決算日における数値を開示することが考えられます。</p>
71	<p>投資法人計算規則改正案の第66条の4第3号に基づき投資法人の財務諸表上に記載される海外不動産保有法人の貸借対照表及び損益計算書における主要項目は、日本円換算後の開示が要求されているという理解でよいか。</p> <p>また、その場合の通貨換算方法について、規定してほしい。</p>	<p>海外不動産保有法人の貸借対照表及び損益計算書の主要項目は、ご認識のとおり日本円換算後の金額による開示が要求されます。</p> <p>通貨換算の方法は一般に公正妥当な企業会計の慣行に従い判断すべきものと考えられます。例えば、外貨建取引等会計処理基準（昭和54年企業会計審議会）における在外子会社等の財務諸表項目の換算に定められる方法に従い、資産及び負債については決算時の為替相場、収益及び費用については原則として期中平均相場により通貨換算を行うこと等が考えられます。</p>
▼投資法人の現況に関する事項（投資法人計算規則第73条）		
72	<p>投資法人計算規則の新設規定（改正案第73条）における資産運用報告書の記載について、資産運用報告において、海外不動産保有法人の保有する不動産の営業期間中における全賃料収入（改正案第73条第1項第9号ハ）及び売買総額（改正案第73条第1項第9号ニ）の記載が要求されているが、監査対象投資法人の財務諸表数値ではないため、監査対象たる会計数値ではないという理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりと考えられます。</p>
●金融商品取引業等に関する内閣府令		
▼投資運用業に関する損失補填の禁止の適用除外（金商業等府令第129条の2）		
73	<p>証券決済資金の授受に利用されるMRFについて、その一部が、確定拠出年金の運用商品として販売されている場合であっても、そのMRFは損失補填の対象となる（損失補填の対象はファンド単位である）ことを確認したい。</p>	<p>ご理解のとおりと考えられます。</p>

74	<p>金商業等府令第129条の2の解釈として、投信法施行規則第25条第2号に規定する公社債投資信託（計算期間が1日のものに限る。）について、当該権利者と金融商品取引業者等との間で行われる有価証券の売買その他の取引に係る金銭の授受の用に供することを目的としてその受益権が取得又は保有されることが当該権利者と当該金融商品取引業者等との間の契約において明示されていれば、投資信託約款や目論見書等で明示されていない場合であっても投資信託の元本について発生した損失を補填することができるという解釈でよいか。</p> <p>また、金商業等府令第129条の2に定められている要件を全て満たした投資信託については、その受益権の保有者の一部の者の保有目的が、金融商品取引業者等との間で行われる有価証券の売買その他の取引に係る金銭の授受の用に供すること以外であった場合であっても、当該投資信託の元本について損失が発生したときは、当該損失を補填することが出来るという解釈なのか。</p>	ご理解のとおりと考えられます。
75	<p>金商業等府令第129条の2の条件をみたく投資信託について、発生した損失の補填を行う場合に、権利者に対して直接損失補填を行う方法によることはできないが、投資信託財産に対して損失を補填する方法をとることが可能となるという認識で相違ないか。</p>	ご理解のとおりと考えられます。
76	<p>金商業等府令第129条の2に関し、</p> <p>①損失補填の禁止の適用除外ファンドとして、いわゆる「MRF」が挙げられていますが、損失を補填することができる当事者は、委託会社（運用会社）に限られるのか。限られない場合、どのような関係会社が可能となるのか教えてほしい。</p> <p>②この条項は「できる」規定であることから、補填するか否かは委託会社（運用会社）の判断に委ねられるという理解でよいのか確認したい。</p> <p>③上記の場合（委託会社の判断で補填可能な場合）、あらかじめそのようなことを目論見書等に記載するかどうか委託会社の判断との理解でよいか。</p>	<p>ご質問①については、損失を補填することができる者は、対象となる投資信託を運用する投資信託委託会社に限られるものと考えられます。</p> <p>ご質問②及び③については、ご理解のとおりと考えられます。</p>

▼信用リスクを適正に管理する方法に反することとなる取引を行うことを内容とした運用の禁止（金商業等府令第130条第1項第8号の2）		
77	<p>金商業等府令改正案第130条第1項第8号の2の根拠である金商法第42条の2の各号の行為を禁止されているのは、投資運用業を行う金融商品取引業者であるから、本号をその責任において遵守すべき主体は業界団体や自主規制機関ではなく、投資運用業を行う個々の金融商品取引業者であると解釈してよいか。</p>	<p>ご理解のとおりと考えられます。</p>
78	<p>金商業等府令改正案第130条第1項第8号の2は、投資信託委託業者が信用リスクの管理方法を定めることと、これに反する取引を行うことを内容とした運用を禁止している。本号を受けて、投資信託委託会社が信用リスクの管理方法を定める際に、様々な商品性（例えば、組入有価証券等の格付け下限基準や、個々の有価証券等の組入れ比率の上限等）の投資信託を設定している場合にも、①一の投資信託会社において一の統一されたリスク管理方法を定めることと、②一の投資信託委託会社においても、必要がある場合には個々の投資信託の商品性に応じた、複数の合理的なリスク管理方法を定めることの、いずれが適切か。</p> <p>また、③合理的なリスク管理方法は画一的なものではなく、ある管理方法が常に有効とは限らないことから、業界団体や自主規制機関の提示する基準等を参考としつつも、具体的内容は各投資信託委託会社がその責任において、独自に創意工夫あるいは常に改良を重ねるべきものとするが、如何か。</p>	<p>前段のご質問については、各投資信託委託会社が、自らの責任において、適正な管理方法と判断される取扱いをすべきものと考えられます。</p> <p>後段のご質問については、各投資信託委託会社が、自らの責任において、信用リスクを適正に管理する方法について、独自に創意工夫を行うこと及び改良を重ねることは、否定されるものではないと考えられます。</p>
79	<p>①金商業等府令改正案第130条第1項第8号の2は、投資信託委託業者が信用リスクの管理方法を定めることと、これに反する取引を行うことを内容とした運用禁止している。</p> <p>信用リスクを管理する方法を投資信託委託会社が定める場合に、</p> <p>A：投資信託約款やその目論見書で示される投資信託等の商品性、すなわちこれらに定められた組入有価証券等の格付け基準や、個々の有価証券等の組入れ比率の上限等を所与のものとし、これに最も適合するリスク管理方法（信用リスクに係るValue at Risk等）を適用して</p>	<p>ご質問の①については、ある設定済みの投資信託の商品性が信用リスクを適正に管理する方法として定められた基準に合致していない場合において、当該投資信託について償還の手続きをとることは適切な措置となるものと考えられます。また、償還以外にも、例えば、当該投資信託の投資信託約款を変更し、当該基準に合致させること等の措置が考えられます。</p> <p>したがって、ご指摘のような場合には、必ずしも、償還が義務付けられるわけではないものと考えられます。</p>

	<p>リスクを管理・制御する考え方の他に、</p> <p>B：あらかじめ商品性自体に一線を引き、すなわち一定の格付け以上の有価証券のみの組入れ可能としたり、あるいは個々の有価証券の組入れ比率を一定率以下とすべきこととする考え方もあると思われる。</p> <p>仮に、ある投資信託会社がBのような考え方を取ることで、例えばA格以上の信用格付けを持つ企業の発行する有価証券のみ組入れ可能としたり、また例えば同一企業の発行する有価証券の組入れ比率の上限を10%（あるいは20%、30%…）とした場合で、ある設定済み投資信託の商品性がこれらの基準に合致していない場合に、これを事由として投資信託委託会社がその投資信託を償還するための手続をとることは適切か、あるいは償還するための手続をとることは投資信託委託会社の義務となるか。</p> <p>②この場合、法令改正に伴うものであっても投資信託の償還にかかる異議申立て手続又は書面決議の手続を経ることを要するか。</p> <p>③またこの場合に、その投資信託を償還するための手続（異議申立て手続／書面決議など）をとったが、償還が成立しなかった場合は（当然ながら）償還は行わず、Aの考え方等に基づく他の合理的な方法により信用リスクを管理することで、差し支えないか。</p>	<p>ご質問の②については、投資信託契約を解約して償還の手続をとる場合は、投信法の規定に従って、基本的には、書面決議等の手続をとることが必要となるものと考えられます。</p> <p>ご質問の③については、どのような考え方に基づく方法が信用リスクを適正に管理する方法として合理的と認められるか否かは、個別事例ごとに判断されるものですが、合理的な方法により信用リスクを管理することで差し支えないという点については、ご理解のとおりと考えられます。</p>
80	<p>金商業等府令改正案第130条第1項第8号の2は、投資信託委託業者が信用リスクの管理方法を定めることと、これに反する取引を行うことを内容とした運用を禁止している。本号は平成24年12月7日付け「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ 最終報告」2（3）○印3が背景にあるとの認識で差し支えないか。</p>	<p>金商業等府令第130条第1項第8号の2の規定は、平成24年12月7日付け「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ 最終報告」の2（3）⑤（運用財産の内容についての制限（一定の類型のリスクに対する規制）中「○信用リスクの分散については、一定の定量的な規制の枠組みを整備する」との記載を踏まえたものです。</p>
81	<p>金商業等府令改正案第130条第1項第8号の2の管理方法あるいは調整方法の一つとして、例えば同一企業の発行する有価証券の組入れ比率に上限値（5%・10%・20%…など）とするような分散による手法も考えられる。</p>	<p>前段のご質問については、例えば、高い信用格付けを付与されている会社の発行する債券であっても、債務不履行に陥る事態が発生しないとはいえないことを踏まえると、投資対象等を過度に集中させることは適当でないと考えられることか</p>

	<p>しかし、信用格付けAA格の企業の発行証券が2銘柄50%ずつ組入れられたファンドが、信用格付けC格の企業の発行証券を100銘柄1%ずつ組入れられたファンドに比して、「投資家にとって突発的・不連続な損失が発生」する可能性が高いとは必ずしも言えないことから、有価証券の組入れ比率の上限値設定（すなわち、分散に係る数値基準の導入）は信用リスク管理の手法として、有効とは言えない可能性があると考えが如何か。</p> <p>「投資家にとって突発的・不連続な損失が発生」する可能性を（信用）リスクと考えるならば、逆に発行体の分散度は低くとも、ファンド・オブ・ファンズや仕組債組入れ型でない、シンプルな直接投資又は伝統的なファミリーファンド方式であって、組入れ銘柄の範囲があらかじめ客観的な基準で画定されており、各銘柄の組入れ比率の決め方の概要もあらかじめ開示されている、投資家にとって分かりやすい仕組み・商品性を備えた投資信託は、信用リスクが顕在化したとしても、ファンド内容が想定しやすい分だけその損失は「投資家にとって突発的・不連続な」ものではないと考えるのが合理的であり、組入れ上限比率や分散度合に係る画一的な数値基準により、これらに合致しないファンドを一律に排除すべきではないと考えるが如何か。</p>	<p>ら、運用財産に関し、有価証券の組入れ比率に上限を設定することは、信用リスクを適正に管理する方法であると考えられます。</p> <p>後段のご質問については、投資家にとって分かりやすい仕組み・商品性を備えた投資信託を、金商業等府令第130条第1項第8号の2に基づく信用リスクの適正な管理方法を求める対象から除外すべきとの趣旨であれば、運用財産に関し、信用リスクを適正に管理すべき要請は、投資信託の仕組み・商品性の差異にかかわらず妥当するものと考えられることから、適当でないと考えられます。</p>
82	<p>金商業等府令改正案第130条第1項第8号の2は、適正な方法を定め信用リスクを管理することを、新たに投資信託委託会社に求めるものではあっても、従前の法令・投資信託約款・委託会社の規定等に従い適切に運営されている既設定の投資信託について、償還等を求めるものではないことを確認したい。</p>	<p>金商業等府令第130条第1項第8号の2の適用については、5年間の経過措置を設けますが、経過期間経過後は、既設定の投資信託についても、同号は適用されます。したがって、投資信託約款において信用リスクを適正に管理する方法が定められていない投資信託については、償還等が必要となるものと考えられます。</p>
▼別紙様式第12号		
83	<p>(24)「③助言を行った主な有価証券の内容」について、「主な」を判断する基準として、助言の頻度、額、対象顧客数など複数考えられるところ、どのような基準で「主な」を判断するのか、考え方を示していただきたい。</p> <p>また、欄記載の表における欄の数に応じて最大上位5つを記載すれば足りるか。</p>	<p>「助言を行った主な有価証券」については、推奨している有価証券の中で、投資助言業者の業務の実態に照らし、主な推奨対象となっている有価証券の名称等を記載する必要があります。例えば、助言の頻度、額、対象顧客数などを基準として判断することが考えられますが、必ずしもこれらの数値を集計した結果をもとに判断しなければなら</p>

		<p>ないわけではありません。</p> <p>また、「助言を行った主な有価証券」が5つ以上ある場合は、表に欄を追加し、記載する必要があります。</p>
84	<p>(24)「③助言を行った主な有価証券の内容」の「主な」の意味は何か。投資財産中、外国投資信託等の投資が僅かでも、そのうち主なものを書く必要があるのか。</p> <p>また、株式などの銘柄は特に開示が必要でないのと同様、外国投資信託等であっても、国内外で上場しているものは、記載を不要とすべきである。</p>	<p>本改正は、投資助言業務の実態を把握するため、記載事項の拡充を行うものです。よって、投資財産全体に占める外国投資信託等への投資助言の割合が僅かである場合や、当該外国投資信託等が国内外の取引所に上場されている場合であっても、記載する必要があります。</p>
85	<p>「③助言を行った主な有価証券の内容」として銘柄名等を明らかにすることは投資助言業者としてのノウハウの流出につながるおそれがあることから、監督上の必要性の観点から記載を義務付けるとしても事業報告書の記載事項とすることで十分であり、別紙様式15の2においては記載事項としないことにより業務上の秘密あるいはノウハウ保護のために必要があると判断した業者についてはこの点を公衆縦覧に供しないことができるよう選択できるようにしておくべきではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、別紙様式第15号の2(20)③を削除することとし、公衆縦覧の対象から除外することも可能となるよう、規定を修正いたします(金商法等府令第183条、別紙様式第15号の2)。</p>
●特定有価証券の内容等の開示に関する留意事項について(特定有価証券開示ガイドライン)		
▼有価証券届出書の効力発生日(8-1、8-2、8-3)		
86	<p>8-1の「翌日にその効力を生じさせる」ための申請は、改正後の金商法第5条10項に基づき特定有価証券の継続募集に係る有価証券届出書に代えて、「募集事項等記載書面」を提出する場合にも、従前の有価証券届出書の提出時と同様に、可能か伺いたい。</p>	<p>特定有価証券開示ガイドライン8-1又は8-2の取扱いについて、募集事項等記載書面と有価証券報告書を併せて提出する場合も、従前の有価証券届出書と同様に、一定要件を満たすことにより、提出日の翌日にその効力を生じさせることとなります。</p>
87	<p>追加型の受益証券発行信託の受益証券又は信託の受益権のうち有価証券投資事業権利等に該当するものの取扱いについては、一定要件を満たすことにより有価証券届出書提出日の翌日にその効力を生じさせることが可能となっている(金商法第8条第3項、特定有価証券開示ガイドライン8-2)。</p> <p>同様に、「募集事項等記載書面」を提出する場合についても一定要件を満たすことにより提出日の翌日に効力を生じることとなること</p>	

	を確認したい。	
88	8-3について、外国投資信託受益証券については明示的には適用対象とはなっていない。この点について、内国投資信託受益証券と外国投資信託受益証券とで取扱いを異にする理由は見受けられない(改正投信法施行規則案99条の2参照)ことから、外国投資信託受益証券についても適用対象として欲しい(または、既に適用対象とされていると考えてよいか)。	ご意見を踏まえ、外国投資信託受益証券についても対象となるよう規定を修正いたします。
▼「投資方針」及び「投資対象」に関する取扱いガイドライン (BのI)		
89	「当該指標の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法に関する事項」について、具体的には、構成銘柄に投資する旨やデリバティブを用いる旨などを記載すればよいか。	指標の変動を基準価額の変動に適正に反映するための手法に関する事項の記載の内容については個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、当該手法の内容を投資者が容易に理解できるような記載とすることが適当であると考えられます。例えば、デリバティブ取引を用いた手法(いわゆるシンセティック・レプリケーション)を採用する場合には、単に「デリバティブを用いる」といったような抽象的な記載とするのではなく、当該デリバティブ取引の概要や相手方について記載することが適当であるものと考えられます。
90	①個別ガイドラインであるため、各委託会社が個々のファンド特性に応じ記載をするものと解釈するが、通常、ファンドの運用において恒常的にデリバティブ取引を活用する場合には、約款の投資態度に記載し、そして第4号様式の「2【投資方針】(1)【投資方針】」に記載している。当該ガイドラインでは「重要な運用方法として～」と記載されているが、この「重要」に関しては、やはり各委託会社でファンドごと個別判断し、記載するといった考えでよいか。また、「これらの取引に関する事項」とあるが、これはデリバティブ取引を重要な運用方法として行っている事実を記載すればよいか。 ②仮に「投資方針」あるいは「投資対象」以外の箇所に「デリバティブ取引・有価証券の貸付け」を活用している旨を記載している場合でも、「投資方針」あるいは「投資対象」に重複して記載するといった解釈でよいか。	①「重要な運用方法」か否かについては、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられます。また、重要な運用方法であるデリバティブ取引に関する事項の記載の内容については、やはり個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、投資者が当該デリバティブ取引による投資の仕組みを容易に理解できるような記載とすることが適当であると考えられ、例えば、当該デリバティブ取引を行う目的や、当該デリバティブ取引の概要や相手方について記載することが適当であるものと考えられます。 ②記載が重複することとなる場合には、重複することとなる他の記載場所を適宜参照することも考えられます。
▼「投資リスク」に関する取扱いガイドライン (BのII)		

91	<p>特定有価証券開示府令第4号様式記載上の注意(20)aに規定する「ファンドのもつリスク」については、以下に掲げるものも記載すべき場合があることに留意する。」とあり、(1)において「投資資産の流動性が低下」とあるが、流動性が低下とはどの程度の低下を想定しているのか。</p>	<p>流動性リスクに関する事項の記載の要否及び内容については個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、当該リスクの程度・要因・影響等の内容に応じ、投資者が当該リスクに関して容易に理解できるような記載とすることが適当であると考えられ、例えば投資資産の換金等が困難となるに至らない程度の流動性の低下に関しては記載することを要しないものと考えられます。かかる趣旨を明確化するため、ご意見を踏まえ規定を修正いたします。</p>
92	<p>2の第4号様式記載上の注意(20)bに関する留意事項は、ファンドの特色上、特定銘柄のみに投資を行っており、例えば、当該銘柄についてマーケットメイクができない状態になり、顧客の換金申込に制限を行わなければならないような事象を想定したものか確認したい。</p>	<p>ご指摘のような場合は含まれるものと考えられますが、必ずしも当該場合に限られるものではないと考えられます。かかる趣旨を明確化するため、ご意見を踏まえ規定を修正いたします。</p>
<p>●金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針</p>		
<p>▼VII-2-1-1 法令等遵守態勢</p>		
93	<p>例えば、ベンチャーキャピタルの概要を紹介する際に、当該ベンチャーキャピタルが運用する一般的なファンドのスキーム及び特徴を説明する場合であっても、当該説明が具体的なファンドの商品内容等に至るものではない場合には、「当該有価証券の商品内容等を説明する場合」には該当しないという理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりと考えられます。</p>